

# 中小企業信用保険法第2条第6項認定について

令和2年5月1日

危機関連保証制度（中小企業信用保険法第2条第6項）とは、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です（平成30年4月1日施行）。

## ○認定要件（次の各号に該当すること。）

- （イ）金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
- （ロ）法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

## ○申請に必要な書類

書類の種類			
認定申請書（様式第6） 1通		<input type="checkbox"/>	
添付書類	1 別紙（理由書）	<input type="checkbox"/>	申請書に収まらない場合
	2 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し	<input type="checkbox"/>	法人の場合
	3 確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>	個人の場合
各1通	4 信用の収縮の発生における最近1ヶ月間の売上高等が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	試算表、売上台帳等の写し
	5 4の期間に対応する前年同月及びその後2ヶ月間の売上高等が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	試算表、売上台帳等の写し
委任状		<input type="checkbox"/>	代理申請の場合（金融機関等）

※申請書は、本庄市ホームページからダウンロードできます。ご利用ください。

## ○認定申請場所 書類の提出先は市内本店住所地により異なります。

（本庄地域）本庄市経済環境部商工観光課商工労政係（本庄市役所4階）電話 0495-25-1175

（児玉地域）本庄市児玉総合支所（アスピアこだま）環境産業課産業係

（児玉総合支所（アスピアこだま）2階）電話 0495-72-1334

## ○留意事項

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。